

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 27 年度第 2 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 27 年 10 月 16 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 3 階 議会会議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 杉原弘恭（会長）、重藤さわ子、大山久仁夫、宮川正孝、田原
悟子、樋川紘一、水戸部啓一、三間優子、宗友之、梅村清（以上 10 名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） 山本直（以上 1 名）
6. 事務局職員名 小林尚生環境部長、荒島久人環境政策課長、小平卓係長（計画調整係）、
熊部真係長（緑と公園係）、白旗曜主任（生活環境係）、藤井華子主事（計画調整係）
7. コンサルタント会社（株式会社 総合環境計画） 花田浩一、植田恵理
8. 傍聴人 なし
9. 次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 議題
 - ①平成 27 年度第 1 回環境審議会会議録の確認について（資料 1）
 - ②東久留米市環境基本計画の改定について（資料 2-1~3）
 - ③東久留米市の湧水の保護と回復に関する条例について（資料 3-1~3）
 - ④現行環境基本計画の進捗状況評価（かんきょう東久留米）について（資料 4）
 - (3) 報告事項
空き家対策庁内連絡会の設置について（資料 5）
 - (4) その他
10. 配布資料
平成 27 年度第 1 回環境審議会会議録（案） 資料 1
環境基本計画 作成イメージ 資料 2-1

環境基本計画の個別目標等のリンケージ（杉原会長資料）	資料 2-2
環境基本計画策定スケジュール（案）	資料 2-3
「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」 の改正を求める請願について	資料 3-1
「東久留米市湧水等の保護と回復に関する条例」	資料 3-2
水循環基本法について	資料 3-3
かんきょう東久留米（暫定版）	資料 4
空き家や対策庁内連絡会設置要綱	資料 5

11. 平成 27 年度第 2 回環境審議会

- ・ 審議会長のあいさつ
- ・ 出欠席者の報告 出席 10 名、欠席 2 名、定足数に達しており会議は成立
- ・ 資料の確認

(1) 平成 27 年度第 1 回環境審議会会議録の確認について（議題①資料 1）

【事務局】資料 1、説明。

- ・ 平成 27 年度第 1 回環境審議会会議録（案）を要点筆記したもの。
- ・ 異議がなければ、発言者の名前を伏して公開する。

【会長】なにか、意見あるか。

（異議なし）

(2) 東久留米市環境基本計画の改定について（議題②資料 2-1~3）

【事務局】資料 2-1~3、説明。

- ・ 前回の審議会以降に、環境基本計画検討部会を 2 回開催し、全体について検討を進めた。
- ・ 前回の審議会に出た意見を踏まえ、施策「地下水、土壌の環境基準を守る」等を修正した。
- ・ 内容のわかりやすさを重視、文章等を簡潔にまとめた。
- ・ また、詳細な記述、資料は参考資料に送ることにした。
- ・ 第一次計画の課題を踏まえた、第二次経計画策定に向けた課題を 1－4（4）に集約し、課題を受けた方向性を示した。
- ・ 今後期間内に強化する主な施策、点検評価項目を設定した。

【会長】ここまですべて何か意見があるか。

【委員】事務局の説明に捕捉する。

- ・ 部会では、全体を通して簡潔に見やすくなるよう検討を重ねた。
- ・ 次回以降では、防災ブック「東京防災」等、他の計画を参考にデザインやレイ

アウトなどについて議論する予定である。

【委員】資料 2-1 の P52 にある「推進体制」の部分では、従来、具体的に誰が「点検・評価」を行うのが決定していない状況であったため、そこを明確化した。

【会長】まずは、内容について議論したいと思う。意見があるか。

【委員】資料 2-1 の P21 で「農業を継承するための活動と支援」の項目で、「生産緑地の追加指定を促進する」とあるが、追加指定だけではなく再指定も追記してほしい。現在東久留米市では、再指定することができない。例えば、相続が起こった際に農地を売って、相続税の対策とする。農地を生産緑地から外して、相続税に見合う分で払うが、思ったよりも支払少なくて済んだ場合、残った農地をもう一度生産緑地にしたくてもできない。

【事務局】生産緑地再指定ができない理由については、都市計画であるので、むやみに変更することができないということを聞いている。今は産業振興あるいは都市計画の方で、東京都と農業特区について協議している。再指定のような運用レベルではなく、農業特区という大きなレベル議論が進められている。農業特区制度が適用されれば、運用そのものも見直しとなる可能性があるので、その場で議論していくことになると思う。

【委員】生産緑地を解除したあとで、また生産緑地指定したいという人もいる。農地を残すためには、再指定を認めた方が良いと思う。

【事務局】都市計画法に関わる事項であり、環境基本計画には記載することは難しいと思う。

【委員】難しいことは承知しているが、追加指定はできるのに再指定ができないのはおかしいと思う。

【委員】環境基本計画では「追加指定」「再指定」と分けて記載するのではなく、「指定」とだけ記載してはどうか。

【委員】文言としては、「指定」で問題ないと思う。

【会長】では「追加」を外して記載することで良いか。

(一同同意)

【委員】資料 2-1 の P10 の 4 つの項目だが、順番に意味はあるのか。

【委員】「地球温暖化～」については、環境基本計画の中間見直しでも議論していた。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は第二次計画に盛り込むことは難しいと判断したため、具体的に目標を設定することは強調するため、一番上にしている。

【事務局】P45 でも一番上に持ってきているが、一番上の「地球温暖化～」は東久留米市で一番弱い部分である。COP21 開催により、京都議定書の-6%より大きな目標が課せられる可能性もある。第二次計画期間中において、大きなウエイトを占める施策になると思う。

【委員】では、4 つの項目を同じレベルで記載せず、「地球温暖化～」のみ、文字を大

きくするなどしてみてはどうか。

【委員】取り組む内容や目標は大きいが、課題としては他のものと並列であると考え
る。ただ順番については、必要があれば部会で検討したい。

【委員】地球温暖化については、4章で強化すべき施策として記載している。計画に盛
り込めなかったものを強調する必要はないと思う。

(一同同意)

【会長】一番上の「次のように整理します。」という表現が気になる。「課題を踏まえ
て対応しました。」というニュアンスの方がいいと思う。

【委員】その意見に賛成する。修正したいと思う。

【委員】P9までは出てきていない「個別目標 8」が P11 以降に出てくるが、これは今
回の見直しの結果追加されたものか。

【委員】第一次計画を踏まえて個別目標 8 が追加されている。

【委員】承知した。

【会長】これはワーディングにかかわると思う。P11 へ繋がるようワーディングをした
ら良いと思う。他になにかあるか。

【委員】前回の資料では P10 で「全世代での環境意識の向上への対応」という文があ
ったが、今回の資料ではなくなっている。この理由を教えてほしい。

【委員】これは、課題として「市民・事業者・行政がみんなで取り組む」ということ
が、「全世代での環境意識の向上への対応」よりも大事だと思ったため、変更し
た。

【委員】今回の方が良いと思う。前は子育て世代をターゲットとして強調していた
ので違和感があった。

【委員】部会でもワーディングの見直しを行っている。変更箇所の説明が足らず申し
訳なかった。

【会長】今の項目は協働の中に盛り込んであるのか。

【委員】盛り込んでいる。

【会長】前回はこの項目は協働の中に入っていなかったが、追加したということで良
いか。

【委員】そうである。

【会長】了解。

【委員】P16 以降で行政の◎が目立つが、環境に関しては市民が主役であると思う。「湧
水地～」と「水辺の植生を～」は市民も◎にしてはどうか。

【事務局】地球温暖化の個別目標では市民にも◎をつけている。個別目標 1 については、
土木的要素が強いため、このような整理とした。

【委員】実際に個人で保全や保護をするというのではなく、主体性を持ってほしいと
いうことを込めて◎にしてほしい。

- 【委員】都や市の管理地をボランティアが主体性を持って管理するのはおかしいと思うが、現在も湧水の調査などはボランティアチームが主体的に取り組んでいる。○と言っても、◎に近い○である。行政を◎にしているのはそういった事情も含めて、比較的中心であるということである。
- 【事務局】都が河川等の草刈りをしているのは、治水のために植生の保護のためではないが、市民から保護や保全の観点で意見がほしいので○としている。
- 【委員】理解した。
- 【会長】環境基本計画での取り組みにおけるレベルだと、かなり具体的な予算措置などに繋がってくると思う。自治体によって行政の取り組み度合いは違うと思うが、行政に◎がついている部分に関して、東久留米市では行政措置があるものとして理解していいのか。
- 【事務局】そうである。
- 【委員】市民に◎をつけるという意見に賛成する。市民・事業者・行政の協働を進めるなら、市民にもう少し負担を負ってもらっても良いと思う。
- 【委員】市民に負担をというが、現状でもボランティア団体は相当頑張っている。頑張っているけど、環境基本計画で◎と書くとかなりギャップを感じると思う。例えば市民が環境フェスティバルを主催するとしたときに、企画し開催するのは市民中心だが、予算の面では行政になるという関係も視野に入れている。
- 【委員】部会でも3者とも◎ではないか、という議論になった項目もある。すべてに◎をつけてしまうと責任の所在が不明確になり、責任の押し付け合いが生じる可能性がある。行政の作る環境基本計画としては、はっきりさせなくてはいけないと思い、◎と○で分けている。受け手だからといって待っていただければいいのではなく、共に取り組んで行こうという姿勢である。ただ今回出た意見でこういった印象に取られるかということもわかったので、市民主体の印象が出るように工夫したい。
- 【会長】主体についての説明はどこにあるのか。
- 【委員】右上に凡例があるが、総論的なものか。
- 【会長】そうである。市民の取り組む姿勢はあるが、法のしほりなどがあるので、○にしている、というのがわかるような。
- 【委員】◎と○のレベルが取り組みごとに差があるようだ。
- 【委員】読むのに説明がいるのは良くないことなので、改善したい。
- 【会長】部会で検討をお願いします。
- 【委員】P55の代表指標と補助指標の違いはあるのか。
- 【事務局】代表指標は環境の実態把握であり、補助指標は個々の取り組みについて施策レベルで点検評価するものである。
- 【委員】理解した。P50だが、図の中心にある「環境ハブ」とは何を表しているのか。

新しい組織を作るように見える。

【委員】環境ハブについては、これから検討の予定である。必要なものであるのは確かだが、どのような組織となるかはまだわからない。

【委員】4・5の背景には、今ある団体が環境ハブの機能を果たせるかどうかなど、検討しなければならないため、今は決めることができない。必要な機能として掲載した。

【会長】他にどこかに意見あるか。なければ私から質問だが、「多摩六都広域連携プラン」についてどこかに記載はあるか。

【委員】今は記載がない。「多摩六都広域連携プラン」の位置づけがよくわからなかった。

【事務局】都の計画ではないが、どちらかという上位の計画にあたるので、P9の上段に入れてはどうか。

【会長】また、農業委員会との連携関連で、記載が必要なものがあるか。

【委員】記載は不要であるが、足並みを揃えて行きたい。

【委員】「多摩六都広域連携プラン」について質問だが、現行の計画は平成27年度までである。第二次環境基本計画の策定時に、記載の必要があるのかわからなかった。

【事務局】「多摩六都広域連携プラン」については、平成28年度以降も継続と考えて良い。「多摩六都緑化計画」については、上位の多摩六都広域連携プランがあるので不要との議論がされている。

【委員】「多摩六都広域連携プラン」は関連計画として入れても良いと思う。

【会長】P9でなくても、どこかに入れた方が良いと思う。他には意見あるか。

【委員】電力自由化の時代を迎えるが、自分で発電して使える夢のような目標は盛り込まれていないのか。

【委員】電力自由化は自分で発電というのとは、少し違うと思う。

【委員】自然エネルギーの活用として盛り込んでほしい。

【事務局】P28で「再生可能エネルギーによる電力の購入に努める」とある。これまで、行政・事業者のみが◎で、市民には該当がなかったが、4月以降は市民も◎になる。

【委員】やはり自分の家で電気を作り、使うということが環境基本計画に盛り込まれていた方がいいと思う。次世代に繋げていきたい。

【会長】再生可能エネルギーについては記載があるが、次世代への教育ということか。

【委員】環境教育の中でのひとつのテーマとしてやっていくということか。

【委員】そうである。

【委員】それは地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を環境基本計画の中に入れて実現できたが、国の動向がまだわからないため、持ち越しとなっている。

- 【委員】環境基本計画は10年間で、環境をしっかりと改善していこうというものである。
- 【会長】家庭での発電は、夢が現実のものとなるような、電力会社も創エネ・省エネに対応したスマートメーターによる需要応答制御技術のリアルな実証実験が、4大電力会社と各種メーカー（家電等に制御対応の機能を搭載）も参加して行われており、電力メーターの切り替えとパッケージで進んでいく可能性がある。
- 【委員】東久留米のようなところだと、地球温暖化について考えたとき、再生可能エネルギーについて取り組むよりも、省エネに努める方が重要だと思う。
- 【委員】納得した。
- 【会長】では、今回の資料に目を通して、なにかあれば事務局まで連絡してほしい。その後、部会で調整をお願いします。

(3) 東久留米市の湧水の保護と回復に関する条例について（議題②資料 3-1～3）

- 【事務局】資料 3-1～3、説明。
- ・環境保全の施策に関する基本的事項であるため審議会でのご意見を頂戴する。
 - ・条例と水循環基本法について説明
 - ・請願と市側の見解の趣旨について説明
- 【会長】集水域の機能は、突発的かつ変動的な雨水による河川流量を一定化させることと、水質浄化という大きなものなので、それは水循環基本法に、雨水浸透と流域での管理という形で反映されていて、今後も視野に入っていると思う。請願の趣旨も水循環基本法側の対応でカバーできるのではないかと思う。今後も国等の動向も踏まえ検討を進めて欲しい。なにか意見あるか。なければ次の議論に移る。

(4) 現行環境基本計画の進捗状況評価（かんきょう東久留米）について（議題④資料 4）

- 【事務局】資料 4 説明。
- ・改訂に伴う変更点について説明
 - ・点検評価項目ごとに関連指標と取り組み状況を記載し整理
 - ・関連指標はできる限り経年変化を追った。
- 【会長】環境基本計画と対応がとれていて、見やすいと思う。市民の目から見ても環境が浮き彫りになると思う。なにか意見あるか。
- 【委員】これは一般の方も見ることができるのか。
- 【事務局】HPや図書館や市役所 2 階の市政情報コーナーで閲覧できる。
- 【委員】P12 の井戸の水位をグラフで示してほしい。市民は身近な井戸の水位に関心があると思う。すべては難しいと思うからデータの揃っているところだけでも、地下水のデータの活用を求める。
- 【事務局】平均的な値ということか。

【委員】 どれかひとつの井戸で良い。今のままでは評価できない。調査の頻度はどれくらいなのか。

【事務局】 基本的には毎月である。市民の方に協力いただいている。

【委員】 市民の方に協力してもらっているなら、その旨を記載した方がいいのではないかな。

【事務局】 他のページに記載があるが、表の下にも記載したい。

【委員】 P11 の下が空いているので、そこに入れてはどうか。あとは P9 の②の地点だが、鉛の値が 162mg と高いようだ。問題ないのかもしれないが、市として精査しておく必要があると思う。

【事務局】 数値に誤りがないか、もう一度確認する。数値に誤りがない場合でも、原因を追及したいと思う。

【会長】 では次回の審議会で結果を報告してほしい。

【事務局】 一点補足だが、ゴミの関係で不足しているデータもあるので整い次第、配布したいと思う。

【委員】 P24 の「柳泉園のごみ焼却における発電量」についてだが、これはゴミを燃やした際にどれくらいの発電ができたか、ということを表しているのか。平成 17 年度以降発電量が減っているが、これはゴミの減少によるものだと思うが説明がないとわからないと思う。

【事務局】 ゴミの量も追記すればいいと思う。P25 にグラフがある。平成 25 年度はどこもゴミが増加している。これは経済動向も関係しているので、一概には言えないが、現状の取り組みをやっても逆に増えてしまうという現象がある。原因は特定できていない。

【委員】 グラフの 1 人当たりが平成 24 年度と平成 25 年度と同じなのは間違いではないのか。

【事務局】 確認する。

【会長】 内容に目を通してなにかあれば事務局まで連絡してほしい。

(5) 空き家対策庁内連絡会の設置について（資料 5）

【事務局】 資料 5 説明。

- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえ、空き家等対策に関し庁内関係各課が相互に緊密な連携及び協力を図るため、関係部署からなる連絡会を設置した。

- ・関係部署は別表のとおり。

【会長】 前回の審議会で出た意見にも関係していると思う。質問、意見あるか。特になければ、第 2 回の審議会を終了する。

(6) 閉会

【会 長】これで本日予定されていた全ての議題が終了した。平成 27 年度第 2 回環境審議会を終了する。ありがとうございました。